

## 会館使用料金改定のご案内

平素は活発な自治会館（以下、施設という）のご利用を頂き、誠に有難うございます。  
さて、この度、平成30年度自治会定期総会に於いて、現行の施設使用料の見直し  
要請に基づき、12月度および1月度の本部役員会にて審議・検討の結果、  
下記の通り改定することを、承認・決議致しましたのでご報告申し上げます。

### 記

#### 1. 改定の趣旨

施設は、維持管理のための経費がかかります。

施設を利用していない人も含めた皆さんからの会費と施設を利用する人からの使用料  
によって賄われています。

使用料は、受益に係る対価としての性格を持つため、受益を受けないものとの公平性  
を考慮し見直すものです。

特に、施設の維持管理費（水道光熱費・清掃費・人件費など）は応分な受益者負担となる  
よう料金設定（5割UP）をしました。

会員の皆さんに於きましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力頂きます様、  
よろしくお願い申し上げます。

#### 2. 改定時期

定期総会報告後（2019年5月1日より）

#### 3. 改定後の会館使用料金表

単位：円/1H

利用者	利用目的	1F相談室	1F和室	1Fホール	2F会議室	2Fホール	別館	
会員	非営利	現行	100	100	100	100	200	100
		改定後	100	150	150	150	300	150
	営利	現行	150	150	200	200	300	200
		改定後	150	250	300	300	450	300
混在	非営利	現行	150	200	250	200	300	200
		改定後	150	300	350	300	450	300
	営利	現行	200	250	350	300	500	250
		改定後	200	400	550	450	750	400
非会員	非営利	現行	500	500	800	800	1,000	500
		改定後	500	750	1,200	1,200	1,500	750
	営利	現行	800	800	1,000	1,000	1,500	800
		改定後	800	1,200	1,500	1,500	2,250	1,200

注) 葬儀は改定対象から除外する。

注1. 会員：桜台自治会員及び同居の家族

注2. 混在：非会員が1名でも含まれている場合

注3. 営利：そのグループ内で先生、講師等への月謝がある等、営利目的の会合、教室、  
同好会等

注4. 定時外割増：5割増しとする。

4月1日から10月末日までは、16時30分以降20時まで

11月1日から3月末日までは、15時30分以降20時まで

以上